

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「新任者のための税務講座」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
11	16	金	税を考える週間行事	14:30 ~ 17:00	於：ホテルニューオータニ博多
11	24	火	経営セミナー（講演会）	14:00 ~ 15:30	於：ソラリア西鉄ホテル
11	11	水	パソコン講座（エクセル関数中級A）集計・処理条件検索編	10:30 ~ 16:30	於：サンセルコビル2F
11	14	土	パソコン講座（エクセル関数中級A）集計・処理条件検索編	10:30 ~ 16:30	於： //
11	18	水	パソコン講座（エクセル関数中級B）日付関数編	10:30 ~ 16:30	於： //
11	21	土	パソコン講座（エクセル関数中級B）日付関数編	10:30 ~ 16:30	於： //
11	25	水	パソコン講座（エクセルピボット上級①）操作編	10:30 ~ 16:30	於： //
11	28	土	パソコン講座（エクセルピボット上級①）操作編	10:30 ~ 16:30	於： //
12	3	木	新任者のための税務講座	15:00 ~ 16:30	於：福岡ガーデンパレス
12	9	水	パソコン講座（エクセルピボット上級②）分析編	10:30 ~ 16:30	於：サンセルコビル2F
12	12	土	パソコン講座（エクセルピボット上級②）分析編	10:30 ~ 16:30	於： //

●支部の行事

月	日	曜	内容		
11	26	木	草の根租税講座（第5支部）	13:00 ~ 14:30	於：西日本短期大学

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
11	11	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於：福新楼

●女性部会の行事

特にありません

(I) 税務カレンダー

- 11月10日** ●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月16日** ●所得税の予定納税額の減額申請
- 11月30日** ●所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
 - 9月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
 - 3月、6月、9月、12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 3月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
 - 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）
- 11月中において都道府県の条例で定める日**
- 個人事業税の納付（第2期分）

(II) 知らないと損する税情報

「災害損失金の繰戻還付制度」

税理士 堤 一 博

一進一退を繰り返しているコロナ禍ですが、インフルエンザとの同時進行が懸念されています。

さて、売上の激減を受けて、事業継続給付金を受けている場合には、すでにお知らせしたように法人の益金として課税対象になります。家賃補助金等も同様です。また、営業上の原価もおおむね売上に比例して減少するものの、販管費のうち人件費、地代家賃、水道光熱費、リース料、減価償却費などの固定性経費は一定の水準にあるはずですから、収益の補填等で最終損益は赤字となる可能性があります。

これもお知らせしたように、中小企業者等では、欠損申告となった場合、前年が黒字申告であれば、「青色欠損金の繰戻還付制度」で法人税の還付を受けられます。また、今回のコロナ禍が「災害」に該当することから、「災害損失金の繰戻還付制度」の利用が可能です。これは中小企業者等には限定されず、資本金の額に関係なく災害損失欠損金を有する法人に適用があり、青色申告・白色申告の別もありません。災害のあった日から1年を経過する日までに終了する事業年度において生じた災害損失金額を、過去に繰戻して（青色申告の場合には、最長2年前まで）法人税の還付を受けることができる制度です。この災害損失欠損金に該当する例（出典：国税庁「新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取り扱い関係」）などは、次頁の表のとおりですので、参照ください。



災害損失欠損金の繰戻還付の申請の要件（法人税法80条

①⑤）は、下記の3点です。

①還付所得事業年度から災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出していること（白色申告、期限後申告ともに含まれる）。

②災害損失欠損金が発生した事業年度の確定申告書または仮決算による中間申告書を提出していること。

③②の確定申告書または仮決算による中間申告書を提出すると同時に「災害損失の繰戻しによる還付請求書」を提出すること。

また、申請にあたってのポイントは、下記の2点です。

①青色欠損金繰戻還付制度では前期の黒字と相殺しますが、災害損失欠損金繰戻還付制度では青色申告者の場合であれば前々期の黒字との相殺が可能となる（白色申告法人では前期のみ）。

②繰戻還付の対象となるのは、国税部分のみ（法人税・地方法人税）で、地方税は対象外となっています。

手続としては、申告書に所要の別表を添付するほかに「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の提出が必須ですからご注意ください。ただし、「青色欠損金の繰戻還付制度」と同様、税務調査の対象になる（法人税法80条⑦）ことにもご留意いただき、しっかりと資料等を整備して提示できるようにしておいてください。これは筆者の個人的な見解ですが、現在のコロナ禍の状況に鑑み、書面提出を含む簡易な調査になる可能性があると思いますので、この制度の活用も顧問の税理士先生と積極的にご検討ください。

また、役員給与の減額をお考えの会員の方もおいでかもしれませんね。この場合の注意事項として、役員給与を一旦減額改定した後に、役員給与を従前の水準に戻したい、つまり「減額改定後の増額改定」を考える必要が発生するかもしれませんが、法人税法の取扱いでは、当初の減額改定は、コロナ禍の影響による業績悪化としての臨時改定事由に該当するので、問題はありませんが、減額後の増額改定は、単に業績の向上などの理由によるものとして臨時改定事由には該当しないとされ、その増額分が損金不算入となると考えられます。

仮に当初月額50万円の役員給与を年度中に月額30万円に一旦減額した後、その同一事業年度中に月額40万円に増額改定した場合には、 $(40万円 - 30万円) \times (40万円の支給月数)$ が損金不算入となります。減額改定を行う際には、減額後の増額は法人税額計算上の取扱いを十分に考慮して、是非とも、慎重にお考え下さい。

また、これも人件費に関連するお話ですが、今事業年度に雇用調整助成金の支給を受けていた場合には、「所得拡大促進税制（中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の税額控除制度（措法42の12の5②））」の適用は厳しいかもしれません。というのも、この税額控除制度の対象となる「雇用者給与等支給額」等の計算では、今事業年度の給与支給額から受給した雇用調整助成金を控除した金額が対象となることから、前事業年度に雇用調整助成金の支給がなかった場合には、「比較雇用者給与等支給額」等を上回るケースはなかなか想定し難いからです。なお、「所得拡大促進税制」の適用は、令和3年3月31日までに開始する各事業年度とされていますから、コロナ禍が収束に向かい、経済活動が復旧することとなれば、来事業年度においては、ざっくりと云えば、低くなった今年の賃金等の額（支給額から雇用調整助成金を控除した金額）との比較になりますから、適用の可能性があることを、お忘れなきように！！

【災害損失欠損金に該当する例】

○飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損

○感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損

○施設や備品などを消毒するために支出した費用

○感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機などの購入費用

○イベント等の中止により、破棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

【災害損失欠損金に該当しない例】

○客足が減少したことによる売上げ減少額

○休業期間中に支払う人件費

○イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2020	12	3(木)	15:00～16:30	本部	新任者のための税務講座	福岡ガーデンパレス
		9(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセルビボット上級分析編)	サンセルコビル2F
		12(土)	〃	〃	〃	〃
2021	1	28(木)		本部	新春講演会	ソラリア西鉄ホテル
	2					
	3	15(月)		本部	経営セミナー	ソラリア西鉄ホテル

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。

